

◆教育・保育施設利用者負担額について

○ 利用者負担額の決定

教育・保育施設へ入園する児童の父母の前年分の市民税課税額を基礎にして児童の入園時の年齢により決定します。

※同居の祖父母等が生計の中心者である場合は祖父母等も算定に含みます。住民票上で世帯分離をしていますが、同居や敷地内同居をし、生計が同一である場合は、算定対象に含むことになります。

※父母の年収合計金額が103万円以上であれば、父母のみの収入で生計を維持していると判断し、父母の市民税課税額のみを算定対象とします。

4月から8月までは平成29年度、9月から3月までは平成30年度の市民税課税額により算定します。

○ 利用者負担額の納付について

【私立保育園・公立認定こども園、公立幼稚園を利用の場合】

市に支払いとなります。私立保育園・公立認定こども園は各月末日、公立幼稚園は各月20日が納期限となりますので、期限内の支払いにご協力をお願いします。なお、休日の場合は翌営業日が納期限となります。

口座振替による支払いをお願いしております。

【私立幼稚園・私立認定こども園を利用の場合】

入園された施設に支払いとなります。

桜川市利用者負担額徴収基準額表

◆1号認定(満3歳以上で幼稚園・認定こども園利用、4時間の幼児教育)

階層	所得階層区分	国基準額	市基準額
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯 均等割のみ世帯	3,000	3,000
3	市民税所得割 77,100 円以下	10,100	10,100
4	市民税所得割 211,200 円以下	20,500	17,000
5	市民税所得割 211,201 円以上	25,700	22,000

(1) 第2・第3階層で、以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施

① 対象：母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)

利用者負担額：

階層	利用者負担額
2	0
3	3,000

(2) 多子世帯の軽減措置

① 国の基準：小学3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合の第2子は半額、第3子は無料。また、第1子が小学3年までの範囲外になった場合は、これまでの第2子が第1子となります。ただし、市民税非課税世帯は第2子以降無料。また、年収約360万円未満相当の世帯の場合、次のとおり軽減措置が拡充されます。

② 国の制度

多子世帯の軽減について：年収約360万円未満の世帯(1号認定では市民税所得割額が77,101円未満、2・3号認定では市民税所得割額が57,700円未満)で、保護者と生計が一緒の園児を対象に、年齢の高い順から数えて2番目の子(第2子)の利用者負担額は基準額の半額、3番目の子(第3子)以降の子は無料となります。

ひとり親世帯の軽減について：年収約360万円未満の世帯(市民税所得割額が77,101円未満)で、保護者と生計が一緒の園児を対象に、2番目の子(第2子)以降の子は無料となります。

※②の国の制度に該当する世帯は、当初から利用者負担額が半額または無料となります。

◆2号認定（満3歳以上で保育園・認定こども園利用での保育）

世帯の階層区分		国基準		市基準額			
階層	所得階層区分	3歳以上児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	6,000	6,000	5,000	4,900	5,000	4,900
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	9,000	8,800	9,000	8,800
4	// 97,000円未満	27,000	26,600	23,000	22,600	22,000	21,600
5	// 169,000円未満	41,500	40,900	27,000	26,500	26,000	25,500
6	// 301,000円未満	58,000	57,100	34,000	33,400	27,000	26,500
7	// 397,000円未満	77,000	75,800	34,000	33,400	27,000	26,500
8	// 397,000円以上	101,000	99,400	34,000	33,400	27,000	26,500

◆3号認定（満3歳未満で保育園・認定こども園での保育）

世帯の階層区分		国基準		市基準額	
階層	所得階層区分	3歳未満児		3歳未満児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	7,000	6,800
3	市町村民税 所得割課税額 48,600 円未満	19,500	19,300	12,000	11,700
4	// 97,000 円未満	30,000	29,600	26,000	25,500
5	// 169,000 円未満	44,500	43,900	33,000	32,400
6	// 301,000 円未満	61,000	60,100	45,000	44,200
7	// 397,000 円未満	80,000	78,800	54,000	53,000
8	// 397,000 円以上	104,000	102,400	69,000	67,800

・保育短時間利用における、利用者負担額は、保育標準時間利用単価から 1.7%減額した金額（100 円未満切り捨て）が単価となります。

（１）第２・第３階層及び第４階層の一部(市民税所得割課税額77,101円未満)で、以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

① 対象：母子(父子)世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

利用者負担額：

階層	利用者負担額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
2	0	0
3	5,500（標準） 5,400(短)	4,000(標準) 3,900 円(短)
4	9,000	6,000

（２） 多子世帯の軽減措置

① 国の基準

未就学児の子どもが2人以上いる場合の第2子は半額、第3子は無料。第1子が小学校に入学した場合は、これまでの第2子が第1子となります。ただし、市民税非課税世帯は第2子以降無料。また、年収約360万円未満相当の世帯の場合、次のとおり軽減措置が拡充されます。

② 国の制度

多子世帯の軽減について：年収約 360 万未満の世帯(1 号認定では市民税所得割額が 77,101 円未満、2・3 号認定では市民税所得割額が 57,700 円未満)で、保護者と生計が一緒の園児を対象に、年齢の高い順から数えて 2 番目の子(第 2 子)の利用者負担額は基準額の半額、3 番目の子(第 3 子)以降の子は無料となります。

ひとり親世帯の軽減について：年収約 360 万未満の世帯(市民税所得割額が 77,101 円未満で、保護者と生計が一緒の園児を対象に、年齢の高い順から数えて 2 番目の子(第 2 子)以降の子は無料となります。

※②の国の制度に該当する世帯は、当初から利用者負担額が半額または無料となります。

※利用者負担額を計算する市民税額には、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除は適用しません。この控除のある方の税額は控除前の税額となります。